

PLUMの里「指定小規模多機能型居宅介護」重要事項説明書

令和7年4月1日更新

当事業所は小規模多機能型居宅介護の指定を受けています。
(神戸市指定 第2890500081号)

当事業所は、ご利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※小規模多機能型居宅介護サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けてない方でもサービスの利用は可能です。

◇目次◇	ページ
1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3～12
6. 苦情の受付について	12
7. 居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成について	13
8. 運営推進会議の設置	13
9. 協力医療機関	14
10. 非常災害時の対応	14
11. サービス利用にあたっての留意事項	14
12. 同意の確認	15

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 SNOW PLUM
(2) 法人所在地 兵庫県神戸市兵庫区駅前通4丁目1-32
(3) 電話番号 078-578-1011
(4) 代表者氏名 代表取締役 毛利友紀
(5) 設立年月 平成13年12月12日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所名 PLUMの里(ぷらむの里)
(2) 事業所の種類 小規模多機能型居宅介護事業
平成22年3月1日指定神戸 **2890500081** 号
(3) 事業所の所在地 兵庫県神戸市兵庫区駅前通4丁目1-32
(4) 電話番号 078-578-2766
(5) 管理者 毛利 友紀
(6) 運営の方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び泊まりサービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
(7) 登録定員及び利用定員 登録定員 29名
通いサービス定員 18名
泊まりサービス定員 9名
(8) 開設年月 平成22年3月1日
(9) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。泊まりサービスの際に利用される居室は個室です。
・居室等 ・・宿泊室 9室(個室)、居間、食堂、浴室、トイレ
・消防設備 ・・火災報知器、消火器、スプリンクラー等

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域 神戸市(中央区 兵庫区、長田区)の区域
(2) 営業日及び営業時間

営業日	1年を通じて毎日営業する
サービスの提供時間	通いサービス 午前9時から午後8時まで

訪問サービス	24時間
泊まりサービス	午後8時から午前9時まで

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常 勤		非常勤		職務内容
	専従	兼務	専従	兼務	
1. 管理者		1人			事業内容調整
2. 介護支援専門員			1人		サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	10人		10人		日常生活の介護・相談業務
4. 看護職員			2人		健康チェック等の医療業務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合があります |
|--|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、**利用料金の利用者負担額以外が介護保険から給付され、利用者の自己負担は下記の負担割合金額となります。**ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

※尚、ご利用者の負担割合は介護保険割合証に表示された割合に基づいて、1割から3割の範囲でご負担いただきます。

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 調理場で利用者が調理手伝いをすることができます。

- ・食事サービスの利用は任意です。

②入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗濯、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③排せつ

- ・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、**ご自宅と居住先**の事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ①医療行為
 - ②ご利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
 - ③飲酒及びご利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - ④ご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤その他ご利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 泊まりサービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金>

ア 通い、訪問、泊まり（介護費用分）全てを含んだ1月単位の包括費用の額
利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。 下記の料金表によって、
ご利用者の要介護に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた
金額（自己負担）をお支払いください（サービスの利用料金は、ご利用者の

要介護度に応じて異なります)

ご利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
単位数／月	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209
地域単価（4級地）	10.66 円				

ご利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用料金	111,482 円	163,844 円	238,346 円	263,056 円	290,047 円
1割負担者料金	11,149 円	16,385 円	23,834 円	26,306 円	29,004 円
2割負担者料金	22,298 円	32,770 円	47,668 円	52,612 円	58,008 円
3割負担者料金	33,447 円	49,155 円	71,502 円	78,918 円	87,012 円

※月ごとの包括料金ですので、ご利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの減額または増額はいたしません。但し、減算対象の場合は減額となる。

※月の途中から登録した場合、または月の途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日… 利用者が当事業所と利用契約書を結んだ日ではなく、通い、訪問、泊まり、のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日… 利用者当事業所の利用契約を終了した日

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

※ご利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。（下記（2）ア及びイ参照）

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更いたします。

イ 減算（1月につき）

利用者1人当たりの事業所利用平均回数が週4回に満たない場合
所定単位数の100分の70（月単位で減算）

ウ 加算

①初期加算（1日につき）

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。30日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

1日につき30単位を加算

1. 加算対象サービスとサービス料金	初期加算（30日まで） 319円（1日あたり）
2. うち、介護保険から給付される金額	287円（1日あたり）
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	32円（1日あたり）

②訪問体制強化加算（1月につき）

訪問体制強化加算 1月につき1000単位を加算

	訪問体制強化加算
1. サービス利用料金	10,660円
2. うち、介護保険から給付される金額	9,594円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1,066円

訪問体制強化加算・・・規定の人員を配置し、かつ、全体として規定回数以上の訪問を行い、訪問体制を強化した場合。

③総合マネジメント体制強化加算（1月につき）

総合マネジメント体制強化加算（I） 1月につき1200単位を加算

	総合マネジメント体制強化加算
1. サービス利用料金（1）	12,792円
2. うち、介護保険から給付される金額（2）	11,512円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1,280円

総合マネジメント体制強化加算・・・随時、多職種が共同し、小規模居宅介護計画の見直しを行っており、利用者の状態に応じて地域の行事や活動に積極的に参加している場合。

④認知症加算（1月につき）

認知症加算Ⅰ	1月につき 920 単位を加算
認知症加算Ⅱ	1月につき 890 単位を加算
認知症加算Ⅲ	1月につき 760 単位を加算
認知症加算Ⅳ	1月につき 460 単位を加算

	認知症加算Ⅰ	認知症加算Ⅱ	認知症加算Ⅲ	認知症加算Ⅳ
1. サービス利用料金 (1)	9,807 円	9,487 円	8,101 円	4,903 円
2. うち、介護保険から 給付される金額 (2)	8,826 円	8,538 円	7,290 円	4,412 円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－ 2）	981 円	949 円	811 円	491 円

認知症加算Ⅰ・・・○認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置する。

- 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催
- 認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定

認知症加算Ⅱ・・・○認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置する。

- 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合。
- 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催する。

認知症加算Ⅲ・・・○認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合。

認知症加算Ⅳ・・・○要介護 2 である利用者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合。

⑤神戸市独自加算Ⅰ・・・登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立寄ること及び登録者が地域住民との行事に参加できる。 200 単位

神戸市独自加算Ⅰ	
1.サービス利用料金(1)	2,132 円
2.うち、介護保険から給付される金額(2)	1918 円
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)	214 円

⑥神戸市独自加算Ⅱ・・・神戸市小規模多機能連絡会に加入し、事業者研鑽を続け、事例検討会に参加している。 200 単位

神戸市独自加算Ⅱ	
1.サービス利用料金(1)	2,132 円
2.うち、介護保険から給付される金額(2)	1,918 円
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)	214 円

⑦サービス提供体制強化加算Ⅲ 350 単位

サービス提供体制強化加算Ⅱ	
1 サービス利用料金(1)	3,731 円
2 うち、介護保険から給付される金額(2)	3,357 円
3 サービス利用に係る自己負担額(1-2)	374 円

⑧生産性向上推進体制加算Ⅱ(1月につき)

生産性向上推進体制加算Ⅱ 1月につき10単位を加算

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

⑨若年生認知症加算（1月につき）

若年性認知症加算 1月につき800単位を加算

	若年性認知症加算
1.サービス利用料（1）	8,528円
2.うち、介護保険から給付される金額	7,675円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2）	853円

（対象要件）

若年性認知症の人を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供する場合。

⑩栄養スクリーニング加算（1月につき）

口腔・栄養スクリーニング加算 1回につき20単位を加算

	栄養スクリーニング加算
1.サービス利用料（1）	213円
2.うち、介護保険から給付される金額	191円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2）	22円

事業所の従業員が利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い介護支援専門員に情報を文書で提供する。

⑪生活機能向上連携加算（1月につき）

生活機能向上連携加算Ⅱ 1月につき200単位

	生活機能向上連携加算
1.サービス利用料（1）	2,132円
2.うち、介護保険から給付される金額	1,918円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2）	214円

⑫認知症行動・心理症状緊急対応加算

認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日につき 200 単位

	認知症行動・心理症状緊急対応加算
1.サービス利用料 (1)	2,132 円
2.うち介護保険から給付される金額	1,918 円
3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	214 円

医師が認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合。利用を開始した日から起算して7日間を限度として算定。

⑬科学的介護推進体制加算

科学的介護推進体制加算 1月につき 40 単位

	科学的介護推進体制加算
1.サービス利用料 (1)	426 円
2.うち介護保険から給付される金額	383 円
3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	43 円

- 1.利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提供する。
- 2.必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。

⑭介護職員等処遇改善加算 II

2024年6月1日より1月につき上記加算①より⑬の算定された単位数と要介護度による基本単位数の合計(所定単位) * 146/1000

(2) 短期利用居宅介護費

登録者の数が登録定員未満であり、利用者の状態や利用者の家族の事情により緊急やむを得ない場合であって、かつ指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が必要と認めた場合、当小規模多機能施設ふらむの里において7日間以内(やむを得ない事情がある場合は14日以内)の

利用期間を定め、以下の短期利用居宅介護費を算定するものとする。

また、介護保険給付対象とならないサービスについては以下の（３）と同じ扱いとする。

<介護保険一部負担金>

ご利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
単位数／1日あたり	572	640	709	777	843
1割負担サービス利用料	609 円	682 円	755 円	828 円	898 円
2割負担サービス利用料	1219 円	1364 円	1511 円	1656 円	1797 円
3割負担サービス利用料	1829 円	2046 円	2267 円	2484 円	2695 円

（３）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

ア 食事及びおやつの提供にかかる費用

朝食 300 円、 昼食 790 円、 夕食 790 円

おやつ代 100 円

イ 宿泊費

1泊につき 月曜から木曜日は 3,000 円 金曜から日曜日
は 3,800 円

ウ 通常の事業の実施以外のご契約に対する送迎費及び交通費

実施区域を越えてから実費を徴収する。

エ おむつ代 実費

オ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して
いただくことが出来ます。利用料金 材料代等の実費をいただきます。

カ サービス提供についての記録は、利用者または代理人の請求に基づいて閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担

いただきます。 1枚につき 10円

キ 日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかるは、その実費

をご負担いただきます。

※経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由が有る場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2ヶ月前までにご説明します。

（４）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下

さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 下記指定口座への振り込み(自動引き落とし可) みなと銀行 兵庫支店 普通預金 1689206 株式会社 SNOW PLUM 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関: ゆうちょ銀行 ユニカイゴセンター 番号 2026461
--

(5) 利用の中止、変更、追加

- ①利用予定日の前に、ご利用者のご都合により、通いサービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- ②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口担当者 毛利 友紀 新谷 友美子

○受付時間 月曜日から金曜日 9:00~17:00

また、苦情受付ボックスを窓口に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

介護保険制度等が知りたい時(しくみ、手続き、各種の担当窓口など)

兵庫県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情相談窓口)	電話番号 078-332-5617 受付時間 平日 8:45-17:15
神戸市消費生活センター	電話番号 078-371-1221 受付時間 平日 9:00-17:00

介護サービスの内容や質に関する相談や苦情について

神戸市福祉局 監査指導課	電話番号 078-322-6326 受付時間 平日 8:45-12:00 13:00-17:30
-----------------	--

養護施設従業者等による高齢者 虐待通報専用電話	電話番号 078-322-6774 受付時間 平日 8:45-12:00 13:00-17:30
----------------------------	--

7. 居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画及び個別支援計画の作成について

小規模多機能型居宅介護サービス及び共生型生活介護・共生型短期入所は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び泊まりサービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者と協議の上で居宅サービス計画書及び小規模多機能型居宅計画及び個別支援計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご利用者に説明の上、書面による同意を得て交付致します。

8. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置しています。

<p style="text-align: center;">＜運営推進会議＞</p> 構成：利用者、利用者の家族、中道あんしんすこやかセンターの職員、地域住民の代表者（2名）知見を有する者(1名) 開催：おおむね2月に1回以上 会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

9. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

＜協力医療機関＞

- ・神戸協同病院 所在地 神戸市長田区久保町 2-4-7
電話 078-641-6211
- ・元町こころのクリニック 所在地 神戸市中央区北長狭通 3-3-6
元町商工ビル 5F
電話 078-321-0301
- ・なかたに歯科クリニック 所在地 神戸市兵庫区駅前通 1-2-1・・・
(歯科) 電話 078-577-2100

10. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める「非常災害時に関する具体的な計画書」に従って対応を行います。

防火管理者：須藤 海

＜消防設備＞

- ・火災報知器 ・消火器 ・火災感知器（天井部）
- ・スプリンクラー（天井部） ・火災通報専用電話
- ・非常用照明 ・誘導灯 ・ガス漏れ探知機

11. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証もしくは受給者証を提示して下さい。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。
これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- 所持金品は、自己の責任で管理下さい。
- 事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
- 本事業所は定住の為の施設ではないので、施設の利用は 29 人の定員の方が
平等に利用し、事業所と利用者の調整で泊りや通いの人数が決定されますので、
事業所の利用者に対するサービス量に関する判断を尊重することへの同意が利
用の条件であることに特に留意してください。
- 上記の条件で運営しますが、利用者の体調異変等緊急時は別途、優先的に利用
を行います。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

小規模多機能型居宅介護事業所 PLUM の里 略称（ぷらむの里）
事業所の所在地 兵庫県神戸市兵庫区駅前通 4 丁目 1-3 2

説明者職名

氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、11の留意事項も含む指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏名 _____

利用者は、身体の状態等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わり、署名を代行します。

署名代行者

住所 _____

氏名 _____